

型 式 承 認 書

84-18, Guseo-dong, Keumjeong-gu, Busan, Korea

BIP INDUSTRIES CO., LTD. REPRESENTATIVE DIRECTOR H. S. Kim 殿

船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。

なお、国土交通大臣が必要あると認め、指示したときは、同物件について国土交通大臣が船舶等型式承認規則第6条の規定に準じて行う試験を受けなければならない。

1 物件の名称 表面仕上材（上張り材）

2 物件の型式 P C M

平成 1 6 年 1 月 1 6 日

国土交通大臣 石 原 伸 晃

